

一般社団法人日本歯科医学会連合 理事候補者選挙規則

令和 6 (2024) 年 12 月 11 日 制定

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本歯科医学会連合（以下「当法人」という。）役員の選任に関する規則第 3 条第 1 項に基づき、当法人理事候補者の選挙について定める。

(選挙事務の管理)

第 2 条 この規則に基づく選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙管理委員会)

第 3 条 選挙管理委員会は、委員 5 名をもって組織し、次の各号に規定する者をもって充てる。

- 一 公益社団法人日本歯科医師会が推薦する 1 名
- 二 日本歯科医学会が推薦する 1 名
- 三 中立性及び公平性の観点から理事会が指名した者 3 名

- 2 委員は、前項第 3 号に定める理事会が終結した後に当法人理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は前項の委嘱時から当法人理事の任期満了の年（以下「選挙年」という。）に開催される定時総会終結時までとする。
- 4 委員は、当法人役員を兼ねることはできない。
- 5 委員は、在任中にこの規則に基づく理事候補者となることができず、この規則に基づく選挙運動をすることができない。
- 6 選挙管理委員会委員長は選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。副委員長は委員長に事故あるときに委員長の職務を代行する。
- 7 選挙管理委員会委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(選挙の時期)

第 4 条 当法人の理事候補者選挙は、選挙年の 3 月から 5 月にかけて行う。

(選挙の公示)

第 5 条 選挙管理委員会は、理事候補者の選挙がある旨を選挙年の 3 月中旬以降に当法人ウェブサイト上に掲載して公示する。

(理事候補者の推薦)

第 6 条 正会員学会は、選挙年の 4 月 20 日までに、当法人理事になろうとする意思があり、かつ、当法人理事に相応しいと考える理事候補者 1 名を推薦することができる。

- 2 前項の推薦は、当該候補者の立候補の意思の確認書及び略歴書並びに当法人理事に相応しいと考える理由を記載した推薦書を選挙管理委員会に提出して行う。
- 3 選挙管理委員会は、前二項に従って推薦された理事候補者の略歴及び推薦団体を選挙年の 4 月下旬から選挙年の定時総会終結まで当法人ウェブサイト上に掲載する。

(郵送による投票)

第7条 選挙管理委員会は、正会員学会に対し、選挙年の4月下旬までに前条に従って推薦された理事候補者全員が記載された投票用紙を送付しなければならない。

- 2 正会員学会は、学会名及び代表者名を記入し自らの代表者印を押印した上で前項の投票用紙記載の理事候補者の中から当法人理事に相応しいと考える者6名に○印を付けて前項の送付の日から2週間以上空けて選挙管理委員会が定める日までに当法人事務局まで返送しなければならない。

(無効投票)

第8条 次の投票は無効とする。

- 一 正規の投票用紙を用いないもの
- 二 6名を超える者に○印を付けたもの
- 三 余事を記載したもの

(当選者の決定)

第9条 選挙管理委員会は、返送されてきた投票用紙を集計し、得票数上位6名の者を当選者と決定する。

- 2 得票数同数の者が複数存在して得票数上位6名の者が確定できない場合、当該同数の者だけで再投票を行い、当選者を決定する。この場合、第7条所定の手続及び前条の規定を準用する。但し、第7条で定める期間は1週間以上空ければ足りるものとする。
- 3 前項により実施された再投票においてもなお得票数同数の者が複数存在した場合、各候補者に投票した正会員学会の所属会員数の合計数がより多い者から順に当選者とする。

(投票によらないで当選者を決定する場合)

第10条 選挙管理委員会は、第6条に従って正会員学会から推薦された理事候補者が6名以下のとき、投票によらずに、その候補者全員を当選者と決定する。

(報 告)

第11条 選挙管理委員会は、前二条の規定に従って当選者を決定した場合、直ちに当法人に報告しなければならない。

(当選者の掲示)

第12条 当法人は前条の報告を1か月間当法人のウェブサイト上に掲載する。

(選挙録の提出及び保存)

第13条 選挙管理委員会は、選挙の経過を記載した選挙記録を作成し、当法人に提出しなければならない。

- 2 選挙記録には、選挙管理委員会委員全員が署名押印しなければならない。

- 3 当法人は、選挙記録を2年間保存しなければならない。

(不正の排除)

第14条 何人もこの規則に基づく選挙に関して不正をしてはならない。

- 2 前項に反して不正を行った場合にはこの規則に基づく選挙から排除される。
- 3 この規則に基づく選挙に関し不正を行って当選した理事候補者については、選挙管理委員会が調査した上で理事会に報告し、その結果を受けて、理事会において当選を無効とし、又は総会において理事を解任することができる。

(本規則の変更及び廃止)

第15条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、令和6(2024)年12月11日から施行する。